

長野県高齢者居住安定確保計画の一部改定について

1 長野県高齢者居住安定確保計画について

(1) 根拠法令

高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）第4条

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年4月6日法律第26号）

第2章 基本方針及び高齢者居住安定確保計画

（高齢者居住安定確保計画）

第4条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関する計画（以下「高齢者居住安定確保計画」という。）を定めることができる。

2 高齢者居住安定確保計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内における高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標

二 次に掲げる事項であって、前号の目標を達成するために必要なもの

イ 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項

ロ 高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

ハ 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進に関する事項

ニ 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業その他の高齢者がその居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとして政令で定める事業（以下「高齢者居宅生活支援事業」という。）の用に供する施設の整備の促進に関する事項

ホ ニに掲げるもののほか、高齢者居宅生活支援体制の確保に関する事項
三～四 （略）

(2) 位置付け

「長野県住生活基本計画」及び「長野県高齢者プラン」を基幹計画とし、住まい（＝ハード）とサービス（＝ソフト）を一体的に捉え、高齢者の住まいに係る施策を計画的に展開していくために策定された計画

(3) 計画期間

平成24年度から平成29年度まで（6年間）

(4) 計画の内容

ア 基本目標（目指す姿）

「高齢者が安全・安心に住み慣れた地域で生活できる住まいの実現」

イ 施策の方向性

- ① 地域において高齢者の生活を支えるコミュニティの維持・構築
- ② ニーズに応じた高齢者の住まいの安定的な確保（ハード）
- ③ 提供されるサービス等の充実（ソフト）

(5) 計画の見直し

「第6期長野県高齢者プラン」（計画期間：平成27年度～平成29年度）の策定に合わせ、同プランとの整合を図るために行う中間見直し。

2 高齢者の“住まい”（居場所）の確保に向けた課題

□高齢者数の増加、

一人暮らし（単身）・夫婦のみ世帯の増加

⇒高齢者を地域で支える仕組みの確保

- 地域の絆（つながり）の重視
- 地域コミュニティ機能の維持・構築
- NPOなど様々な主体の参画

□住み慣れた住宅での生活の継続

⇒高齢者の在宅生活を支える住環境の整備

- 健康、環境への配慮（疾病の予防）
- 住宅内事故の防止（バリアフリー化）



○高齢者数の増加、一人暮らし（単身）・夫婦のみ世帯の増加に伴う、居住の安定（“住まい”）の確保が必要

○高齢社会に対応し、様々な施策を連携し推進することが必要



□多様なニーズへの対応

⇒多様な“住まい”の確保

- 高齢期に住み替えし易い住宅市場の整備
- 高齢者向け賃貸住宅（サービス付き高齢者向け住宅）
- セーフティネットとしての公営住宅
- “住まい”としての介護保険施設の整備
- 賃貸住宅、施設、各サービス等の簡便な情報の入手

□居住の安定（生活）を支えるサービスの充実

⇒様々な場面（在宅・施設）でのサービスの充実

- 生きがいづくり・社会参加の促進
- 医療・介護・予防・生活支援の各サービスの連携

3 高齢者に対する住宅・健康福祉施策の展開

【建設分野】

◎「長野県住生活基本計画」(H23～H32)（法根拠：住生活基本法）

【計画の目標】

- 人と環境が共生する住まいづくり
- 誰もが安定した居住を確保できる体制づくり
- 多様な居住ニーズに対応できる住まいづくり
- 安全・安心な暮らしを支える住まいづくり
- 次代につなぐ美しい景観とコミュニティを育むまちづくり

【関連項目】

- ◇環境と共生する住宅の促進
- ◇住宅のユニバーサルデザインの普及の促進
- ◇公営住宅のセーフティネット機能の充実
- ◇賃貸住宅ストックの形成

施策の連携・特化

◎「長野県高齢者居住安定確保計画」(H24～29)

（法根拠：高齢者住まい法）

⇒ 高齢者の住まいの確保に特化した計画

【ポイント】

- ◇地域コミュニティ機能を核とした地域の支え合い
- ◇高齢者の暮らしを支える、環境と共生する住宅の促進
- ◇多様な暮らし方に対応した高齢者向けの賃貸住宅の確保
- ◇“住まい”のセーフティネットとしての公営住宅の確保
- ◇自宅や地域で暮らし続けることができる支援体制の整備 等

第6期長野県高齢者プラン（H27～29）を反映させて一部改定（目標指標、最新データへの更新、制度改正等の変更点を反映）

【健康福祉分野】

施策の連携・特化

◎「長野県高齢者プラン」(H27～H29)（法根拠：老人福祉法・介護保険法）

【重点的な取組み】

- ①地域包括ケア体制の構築に向けた取組
- ②医療と介護の連携強化による在宅療養環境の整備
- ③生活支援サービスの充実
- ④認知症高齢者ケア体制の整備
- ⑤医療・介護人材の養成・確保
- ⑥高齢者の多様な施設・住まいの創出
- ⑦人生二毛作・生涯現役社会の実現
- ⑧健康長寿の継続・発展へ向けた取組の推進

【関連項目】

- ◇「人生二毛作・生涯現役」社会の実現
- ◇地域包括ケア体制の構築
- ◇特別養護老人ホーム等施設の整備
- ◇在宅生活を支援するサービスの充実